

「山口県たばこ対策ガイドライン」改定しました！

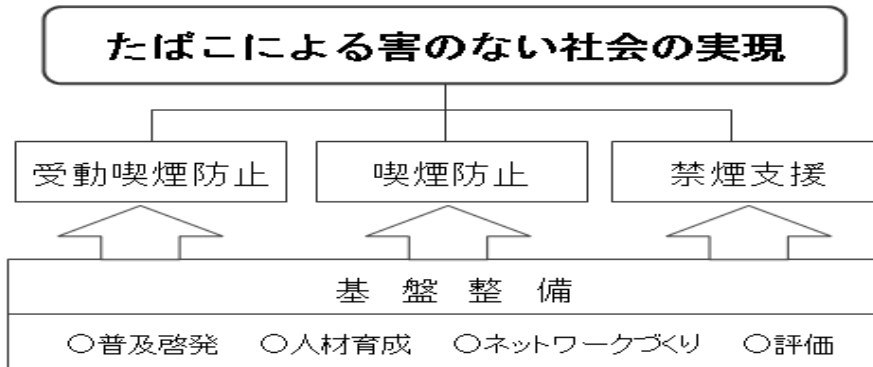
(平成23年3月)

改定の経緯

県では、平成18年3月に策定した「山口県たばこ対策ガイドライン」に基づき、完全空間分煙を基本とする「分煙」の他、「防煙」「禁煙支援」を柱とした対策を進めてきたところです。

この度、平成22年2月国から受動喫煙防止対策について「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙」との基本的な方向性が示されたことから、その趣旨を踏まえ、たばこ対策をより積極的に推進するため、ガイドラインを見直し、改定しました。

たばこ対策の体系図



取組の中心となる3つの柱

1 受動喫煙防止 … たばこの煙のない(スモークフリー)環境を広げ、受動喫煙を防止する。

- 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として禁煙とする。

(全面禁煙が極めて困難な場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。)

- 施設の種別ごとに受動喫煙防止対策の内容と基準を設定。(表参照)
- 屋外喫煙場所設置の際の「10mルール」を設定。

※ たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響を及ぼすことが知られているので、屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口、子どものいる空間等から概ね10m以上離すことが必要。

2 喫煙防止 … 「たばこを吸い始めたくない」意識・態度を向上させる。

- 各ライフステージに応じて様々な場を活用し、たばこの害に関する情報提供や健康教育を行う。
- 特に未成年者には、本人や保護者を対象に、効果的な健康教育を実施する。

3 禁煙支援 … 効果的な禁煙支援により、禁煙成功者を増やす。

- 喫煙者に対して、様々な機会を通じて禁煙を勧める情報提供を行う。
- 禁煙希望者に対して、適切な禁煙支援を提供する。
- 禁煙補助薬(ニコチンパッチやニコチンガム、飲み薬)を用いた禁煙支援の紹介。
- 禁煙外来医療機関をホームページで公表。

健康やまぐちサポートステーション 検索

表 受動喫煙防止対策の内容及び基準

	施設の種別	具体的な施設	基準
施設等	① 子どもや健康に問題がある者等が定期的に利用する施設	学校、医療施設、児童福祉施設等	原則、敷地内禁煙
	② 官公庁、健康増進関連施設	庁舎、体育館、スポーツ施設等	原則、施設内禁煙
	③ ①②以外で、外部の人が多く利用する施設	社会福祉施設(児童福祉施設以外)、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、飲食店、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、商店、宿泊施設、屋外遊戯場、遊技場、娯楽施設、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機、旅客船等、事務所、工場等	原則、施設内禁煙 ※ ただし、禁煙が難しい場合は、適切な受動喫煙防止対策を講ずること
区域	子ども等が利用する区域	通学路、公園等	受動喫煙防止対策のための配慮が必要

たばこの煙、 吸いたくない人に吸わせない。

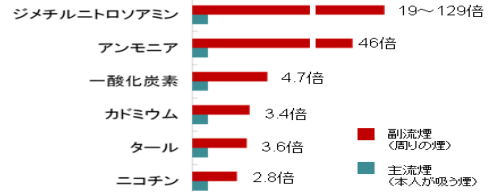


たばこの煙には、ニコチンや一酸化炭素、タールなど200種類以上の有害物質が含まれており、喫煙者が吸い込む煙（主流煙）より、たばこの先から立ち上る煙（副流煙）に多く含まれています。

自分は吸っていなくても、喫煙者の近くにいる人は

たばこの煙は副流煙の方が有害

主流煙の濃度を1とした時の副流煙の濃度



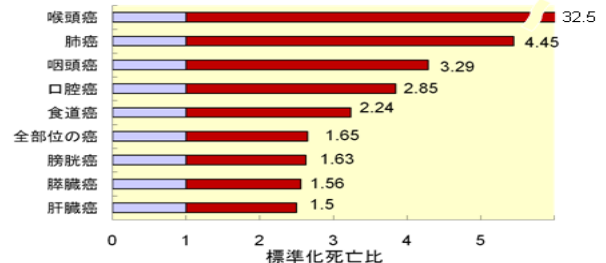
厚生労働省 健康ネット <http://www.health-net.or.jp/tobacco/risk/rs120000.html>
厚生省編 禁煙の生理・薬理・喫煙と健康 48-1992

喫煙は「病気の原因の中で予防可能な最大の単一の原因」です。



喫煙とがんの関係

癌の部位別にみた非喫煙者を1としたときの喫煙者の死亡比 (1966~82,日本)



(出典: 平山, Smoking Control-その現状と今後の問題)

喫煙者だけでなく、受動喫煙による吸わない者等の健康被害も大きな問題です。

- 「喫煙者は吸わない人に比べ、咽頭がんで約30倍、肺がんで約4倍、がんにかかりやすくなる」
- 「喫煙年齢が早いほど発がんの危険性が高まる」
- 「夫の喫煙は妻の肺がんリスクを高める」
- 「受動喫煙を防止することで心臓病が減少する」

受動喫煙による健康への影響をなくすために、家庭や職場は禁煙にしましょう。

たばこの健康影響などについてもっと知りたい方は、下記のホームページもご覧ください。

- 厚生労働省～たばこと健康に関するホームページ～
<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html>
- 厚生労働省・最新たばこ情報（健康ネット）
<http://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html>
- 健康やまぐちサポートステーション

健康増進法第25条では、多数の者が利用する施設を管理する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定しています。

平成22年2月の厚生労働省健康局長通知においては、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」としています。

山口県では、公共的な空間における受動喫煙防止対策として、施設内全面禁煙を基本とした『山口県たばこ対策ガイドライン（改定）』に沿って取組を推進していきます。

